

第21回環境回復検討会での指摘事項と対応方針案

	御指摘事項	対応方針案
1	<p>遮水工の要否に係る判定は具体的にどのように行うのか。福島県外では除去土壌の保管箇所が多く、保管箇所一つ一つで溶出試験を実施して判定するのはかなり大変なのではないか。</p>	<p>溶出試験の要否については、ガイドライン案において、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射性セシウム濃度が概ね10万Bq/kgを越える場合 ・除染廃棄物から分別した場合 <p>等については放射性セシウムの溶出試験の結果により判定することとし、それ以外の場合については溶出試験は不要と整理しております。したがって、必ずしも全ての保管箇所で溶出試験を実施しなくとも、遮水工の要否に係る判定ができるようにしております。 【p5-6,7】</p>
2	<p>地域の方々に理解していただくために、住民も参加した空間線量率のモニタリングの場の機会を作るべきではないか。 また、モニタリング結果を公開することでコミュニケーションにつながるのではないか。</p>	<p>リスクコミュニケーションの一環として、地域の参画を得て空間線量率の測定を行うことや測定結果を公表することも有用であることと、環境省が埋立処分実証事業において実施した公開測定会の紹介についてガイドライン案に記載いたしました。【p5-13】</p>
3	<p>傾斜地で埋立を行う場合の流出防止など、埋立場所の立地に係る条件を設けるべきではないか。</p>	<p>地形、地質、気象その他の自然・社会的状況を勘案し、放射線防護上の安全性を考慮して埋立場所を選定することが重要であること等を、ガイドライン案に記載いたしました。【p5-20】</p>
4	<p>事故時災害時の対応は、マニュアルか何かしらに書き込むような予定はあるのか。</p>	<p>除去土壌の埋立処分の場所で豪雨や地震等による異常が発生した場合に備えた対応について、ガイドライン案に記載いたしました。【p5-31,32】</p>
5	<p>放射性セシウムの土壌への吸着度は他のアルカリ金属の影響を受けるため、そういった情報も整理すべきではないか。</p>	<p>他のアルカリ金属を含む陽イオンの吸着しやすさとその影響について、ガイドライン案に記載いたしました。【p5-40】</p>